

議員提出第5号議案

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第
13条の規定により提出する。

平成17年6月7日

提出者

足立区議会議員	ぬ	か	が	和	子
同	大	島	芳	江	
同	針	谷	み	き	お
同	伊	藤	和	彦	
同	鈴	木	けん	いち	
同	渡	辺	修	次	
同	鈴	木	秀	三	郎
同	橋	本	ミ	チ	子
同	さ	と	う	純	子
同	三	好	す	み	お
同	松	尾	かつ	や	

足立区議会議長 新井 ひでお 様

(提案理由)

医療費の助成の範囲を変更するため、規定を整備する必要があるので、
本案を提出する。

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第2条第1項中「乳幼児」を「子ども」に、「6歳」を「15歳」に改める。

第2条第4項中「児童」を「子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「児童」とは、子どものうち、6歳に達した日以後における最初の3月31日以後の者をいう。

第3条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第5条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第6条第1項中「乳幼児」を「子ども」に改め、「医療に関する給付」の次に「（児童にあつては入院に係るものに限る。）」を加え、「（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）」を削る。

第7条の2を削る。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。